

登米市介護保険料のお知らせ

1. 介護保険料（令和6年度～令和8年度）

基準額：83,400円

保険料を計算する基準となる日を賦課期日（4月1日）といい、賦課期日現在の世帯の状況で、被保険者様の所得段階が決まります。

※第1段階から第3段階までの年間保険料は、所得段階に応じて軽減されています。

所得段階	対 象 者		基 準 額 に 対する割合	年間保険料
第1段階	本人が 住民税 非課税	世帯非課税 ・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額と合計所得額の合計額から年金所得金額を控除した額が82万6,500円以下の方	0.285	23,769円
第2段階		・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計額から年金所得金額を控除した額が82万6,500円を超え120万円以下の方	0.485	40,449円
第3段階		・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計額から年金所得金額を控除した額が120万円を超える方	0.685	57,129円
第4段階	世帯 課税	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計額から年金所得金額を控除した額が82万6,500円以下の方	0.9	75,060円
第5段階		・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計額から年金所得金額を控除した額が82万6,500円を超える方	基準額	83,400円
第6段階	本人が 住民税 課税	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	100,080円
第7段階		・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	108,420円
第8段階		・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	125,100円
第9段階		・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	141,780円
第10段階		・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	158,460円
第11段階		・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	175,140円
第12段階		・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	191,820円
第13段階		・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	200,160円

- 世帯状況は、各年度4月1日時点の住民票の世帯構成により決定します。年度途中で転入や65歳到達等により登米市の第1号被保険者になった場合は、資格取得日時点で決定します。
- 年金収入額とは、国民年金、厚生年金、共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金、遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。
- 納付書の納付額は、年間保険料÷納期数のため、月額換算保険料（年間保険料÷12）とは異なります。

税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険事業の安定的な運営のため、国が改正した介護保険法施行令の規定に基づき、令和8年度の介護保険料は、税制改正前の控除額で算定します。そのため、市町村民税が非課税の方でも、介護保険料の算定上は課税とみなされる場合があります。

* 2. 介護保険は支え合いの制度です

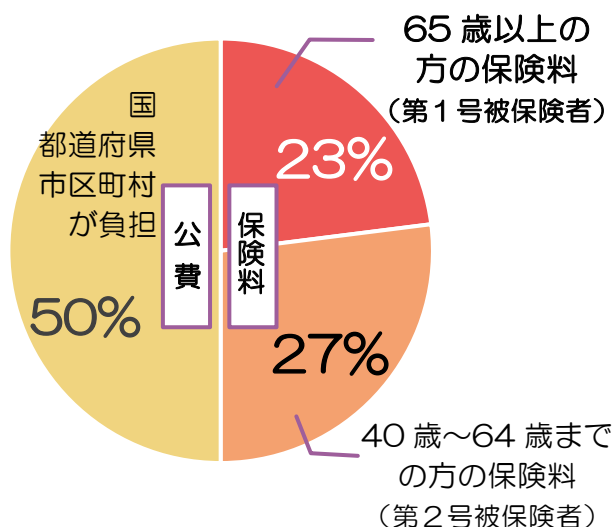
介護保険は、介護や支援が必要な方を社会全体で支え合う仕組みです。

40歳以上の方が納める介護保険料は、安定して介護保険を運営するための大切な財源となっています。

介護や支援が必要となったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解をお願いします。

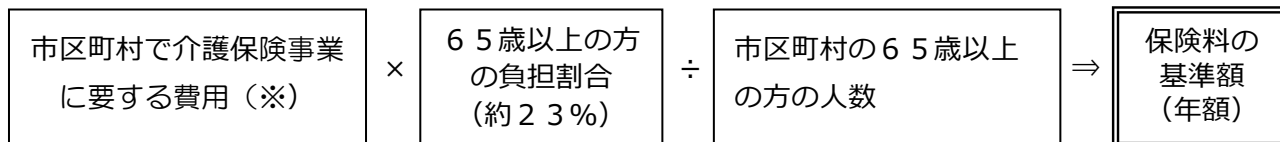
※65歳以上の方を第1号被保険者、40歳から64歳までの方は第2号被保険者と言います。

介護保険の財源



3. 介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、その市区町村の介護保険事業に要する費用や、65歳以上の方の人数などから「基準額」を算出し、本人の所得と世帯の課税状況に応じて段階的に決まります。



※ 保険給付費、施設給付費などの費用であり、事業運営のための事務経費は含みません。

- 市区町村によって、介護保険事業に要する費用や65歳以上の方の人数が違いますので、それに伴い基準額も異なっています。

《40歳から64歳までの方の介護保険料》

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の介護保険料は、国民健康保険や職場の健康保険など、加入している医療保険の算定方法に基づき決められ、医療保険の保険料と併せて納めていただきます。

4. 65歳以上の方の保険料の納め方

◆特別徴収（年金天引きで納めていただく方）

①国民年金などの老齢（退職）年金や障害年金、遺族年金が年額18万円以上の方。

※所得更正等で年度途中に保険料が変更となった場合は下記のとおり納付方法が変更となります。

- ・保険料が増額→ 増額分を普通徴収（納付書又は口座振替）で納めていただきます。
- ・保険料が減額→ それ以降の特別徴収（年金天引き）が中止となり、普通徴収で納めていただく場合があります。なお、翌年度前半は普通徴収となり特別徴収が再開されるのは、翌年度10月からの予定です。

◆普通徴収（納付書又は口座振替で納めていただく方）

①特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満の方。

②年度途中で65歳になられた方や、他市町村から転入された方。

※特別徴収の要件を満たしていれば、翌年度4月以降に特別徴収に切り替わる予定です。

（次ページの「特別徴収開始年月の目安」をご覧ください。）

③年度途中で受給している年金の種類が変更になった方。

※翌年度10月から特別徴収に切り替わる予定です。

④年金の一時差止め、支給停止、年金を担保にお金を借りている方など。

注意：介護保険料は申請による納付方法の変更（特別徴収→普通徴収）はできません。

5. 介護保険料の納期及び納付の時期について

◆特別徴収（年金天引きで納めていただく方）

年6回の年金支払時に天引きされ、登米市に納付されます。また、前年度2月の保険料が本年度4月、6月、8月の仮徴収保険料となり、保険料確定後の10月、12月、2月に仮徴収分を差し引いた額を本徴収分として納付していただくことになります。

仮徴収	本徴収
4月、6月、8月	10月、12月、2月
前年度2月と同額を引き続き徴収	年額から仮徴収分を引いた残りを3回に分けて徴収

※仮徴収と本徴収の保険料額をできるだけ均一にするため、8月の保険料額を調整させていただく場合があります。

◆普通徴収（納付書又は口座振替で納めていただく方）

納入通知書は5月（暫定：1期分）と7月（本算定：2期分～9期分）に送付します。

また、納期は5月から翌年2月までの年9回となっています。

月区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	—	1期	—	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	—

※納期限までに納付しないと延滞金及び督促手数料が加算されます。

延滞金・・・納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて条例の規定によって計算した延滞金加算されます。

督促手数料・・・1通につき100円（督促状を発した場合）

6. 納付場所 指定金融機関等

保険料の普通徴収による納付は、納付書裏面に記載されている金融機関等のほか、登米市役所総務部税務課及び各総合支所市民課でも納付することができます。

口座振替が便利です。(振替対象は第1期～第9期分。随期、過年度分は対象外です。)

保険料を納付書で納めていただいている方は、お申込み(※1)をいただくことで、口座振替をご利用いただけます。ただし、口座振替をされていても、特別徴収(年金天引き)の要件を満たす場合は、特別徴収が優先されます。(特別徴収開始月から口座振替が一時的に停止となります。)

【※1 申込み方法】

口座振替依頼書を金融機関の窓口に出します。依頼書は金融機関に備え付けてありますので、通帳と届出印をご持参ください。登米市指定金融機関等のほか、ゆうちょ銀行もご利用いただけます。

※毎月15日までに金融機関で申し込みされた場合、翌月納期分から口座振替が開始されます。

※納税貯蓄組合に加入されている方は、口座振替になる旨を組合長へ必ずご連絡願います。

※口座振替日は、納期限日となります。残高不足等により振替ができなかった場合は、数日後に口座振替不能通知書兼納付書が送付されますので、その通知書で納付されますようお願いいたします。

7. 転入された方や65歳になられた方へ

◆保険料の計算について

転入された方や65歳になられた方の保険料は、第1号被保険者資格取得日(転入日または誕生日の前日)の属する月から計算され、資格取得月に納入通知書等を送付します。(転入者は転入月の翌月通知となります。)

※民法(第143条)及び年齢計算ニ関スル法律により、1日生まれの方は、誕生日の前日が資格取得日となり、誕生日の前月から第1号被保険者としての介護保険料が生じます。

◆特別徴収開始年月の目安

転入年月	誕生年月	特別徴収開始年月	転入年月	誕生年月	特別徴収開始年月
令8.4	昭36.4	→ 令和9年4月	令8.10	昭36.10	→ 令和9年6月
令8.5	昭36.5	→ 令和9年4月	令8.11	昭36.11	→ 令和9年6月
令8.6	昭36.6	→ 令和9年4月	令8.12	昭36.12	→ 令和9年8月
令8.7	昭36.7	→ 令和9年4月	令9.1	昭37.1	→ 令和9年8月
令8.8	昭36.8	→ 令和9年4月	令9.2	昭37.2	→ 令和9年10月
令8.9	昭36.9	→ 令和9年4月	令9.3	昭37.3	→ 令和10年4月

※手続きは不要です。特別徴収開始年月は目安と異なる場合があります。

◆介護保険料についてのお問い合わせ 税務課 国民健康保険税係 TEL 0220-22-2163

◆介護保険制度についてのお問い合わせ 福祉事務所 長寿介護課 TEL 0220-58-5551